

ネーミングライツの導入について

令和6年11月22日
企画部企画課行政改革係

趣 旨

市では、4次にわたる「佐久市行政改革大綱」に一貫して健全な財政基盤の確立を掲げ、自主財源の確保に努めてまいりました。

この間には、自主財源の確保のため、ネーミングライツ導入に向けた動きもありましたが、実際の契約には至らず、現在までの間において、未導入のままとなっております。

こうした中、行政改革推進本部会議（令和6年7月4日開催）において、ネーミングライツの導入に向けた検討を進めることとしました。より多くの可能性を検討するため、基本方針及び募集要項の見直しを行い、ネーミングライツの導入を推進します。

実施要領

1 募集の概要

（1）募集対象施設等

施設を特定した形での募集は行わず、不特定多数の市民が利用し広告効果の見込まれる市有施設（庁舎、市立小中学校、保育所等を除く）を対象とします。また、募集期間については、通年とします。

（2）愛称等の付与の対価について

提供される対価は、命名権料（金銭）だけでなく、施設で活用可能な製品や役務（サービス）の提供等も想定しています。なお、当該施設敷地内の看板表示や契約期間終了後の原状回復等に係る費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

2 提案金額、契約期間

（1）提案金額

提案者からの提案金額とします。ただし、提案金額が著しく安価な場合等、必ずしも契約を締結するとは限りません。

また、施設等を活用した地域貢献活動等の役務の提供の提案についても、同時に受け付けるものとし、役務の提供の内容についても審査対象に含みます。

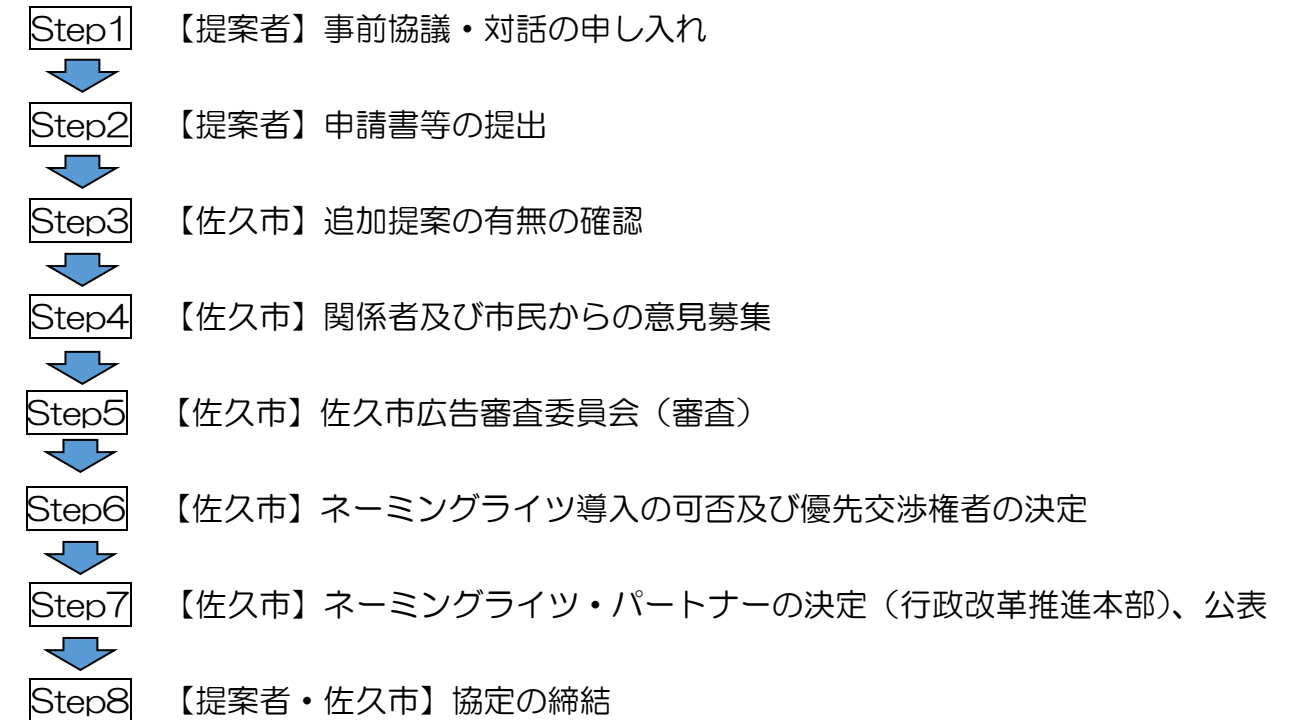
（2）契約期間

契約期間は提案に基づきますが、原則3年以上10年以内とします。なお、ネーミングライツ期間の始期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて、協議により決定します。

3 応募資格

「佐久市広告等掲載基準」に定める者としてします。なお、広告代理店への手数料等、応募に係る経費の一切について事業者が負担するものとします。

4 ネーミングライツ・パートナー選定の流れ



5 審査の体制

ネーミングライツの審査については、「佐久市広告審査委員会」において実施します。佐久市の広告審査については、通常、市の広報紙、ホームページ等に掲載される広告について、内部の委員で審査を行っておりますが、ネーミングライツの優先交渉権者の審査にあたっては、内部の委員に加えて、3名の外部委員を委嘱し、外部の視点を含めて審査を行います。

6 協定の締結

優先交渉権者の決定の後、所管課と優先交渉権者間で、契約金額や期間についての協議を行い、ネーミングライツ・パートナーを決定し、協定を締結します。協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。なお、優先交渉権者が決定された場合でも、協議の結果、ネーミングライツ・パートナーとならない場合もあります。

7 スケジュール

基本方針及び募集要項の決定後、市広報紙、市ホームページ等により、周知を行うとともに、令和6年度中を目途に、ネーミングライツ・パートナーの募集を開始します。

また、ネーミングライツ・パートナーの決定等の結果（途中経過含む）について、行政改革推進本部に、随時報告します。